

東洋學報 第五十九卷第三・四号 昭和五十三年三月

論說

轉注考

河野 六郎

まえがき

文字論の立場から言う⁽¹⁾と、文字論を考える上で漢字くらい興味のある文字はない。そして漢字を文字論として扱う場合、いわゆる「六書」が問題になる。それは漢字の構造および運用に関する分類だからである。指事・象形・形聲・會意・轉注・假借の六書の中⁽²⁾、他の五書については比較的問題が無いが、轉注だけは古來諸説紛々として未だに定説が無い。そこでここに轉注とは何であるかについて私見を述べてみたい。また新たに珍説を一つ加えるに過ぎないかもしれない。

轉注考 河野

第五十九卷 二五七

何故に轉注だけが不明のまま今日に至ったかという、第一に轉注という名称そのものが必ずしも自明ではない。他の五書の名称は、指事にしる象形にしる、形聲にしる會意にしる、あるいは假借にしても読んで字の如しであるのに、轉注ではいきなりは何の事か分らない。次にその定義の文句がよく分らない。説文解字の叙に六書の各々についてそれぞれ定義が与えられているが、轉注については「建類一首、同意相受」とある。「同意相受」の方は何となく分るような気がするが、「建類一首」は難解である。更に、説文には六書の各々について例が二字づつ出ていて、轉注には「考老是也」とある。老は、説文によると「从人毛匕」とあってその構成から會意の字であり、考は「从老省丂聲」とあって明らかに形聲の文字である。従って轉注は字体の一種ではなく、字と字の關係を示すものようである。

六書とは言うものの、清の戴震によれば、漢字の字体からすると、実は上の四書、指事・象形・形聲・會意だけで尽くしているのである。そして段玉裁によると、指事・象形は独体で、形聲と會意は合体である。従って轉注と假借は字の体の分類ではなく、字の用の分類であると言う。少くとも假借はその名の示す如く既製の文字を他の語に借用することで、明らかに字の用である。轉注は今のところ分らないが、考老の例からするとやはり字の用に関係するらしい。とすると、六書は独体二類、合体二類、運用二類のいわゆる「三耦」をなして、極めて整然たる分類である。

かように轉注は字の用の一種らしいが、前に言ったように、その名称、その定義、そしてその例を頼りにしただけではその本質が巧く扱めないために、様々な説が提案されながら、今日に至るまではっきりしないのである。そ

れに、許慎の説文解字の本文の中の、各字の説解で、象形の場合は「象形」と書かれ、指事の場合は「指事」、會意の場合は「从某（从）某」、そして形聲の場合は「从某某聲」としてあるが、轉注と假借の場合はそのような指摘はない。⁽⁶⁾この点からもこの両者が字の体の分類ではなく、字の用に関するものであることが分るのである。

従來の轉注説

既往の轉注に関する説は非常に多いのでいちいちこれを挙げることはできないから、ここでは主として丁福保編の「説文解字詁林」⁽⁷⁾の巻頭にある「六書總論」に引かれている説の中から、主なものを紹介し、いささかその批判を試みることにする。多くの説の中で今日までかなり大きな影響を与えている説が二つある。それは清の江聲と戴震の説である。

(一) 江聲はその「六書説」の中で次のように言っている。⁽⁸⁾

轉注則由是而轉焉、如挹彼注茲之注、即如考老之字者、屬會意也、人老則須髮變白、故老从人毛匕、此亦合三字為誼者也、立老字以為部首、所謂建類一首、考與老同意、故受老字而从老省、考字之外、如耆耄壽考之類、凡與老同意者、皆从老省而屬老、是取一字之意、以概數字、所謂同意相受、叔重但言考者、舉一以例其餘爾、由此推之、則説文解字一書、凡分五百四十部、其始一終亥五百四十部之首、即所謂一首也、下云某之屬皆从某、即同意相受也、此皆轉注之説也、

すなわち、部首を建てて、その部首に従う各字が意味上関連があるので、その部首に属するのを轉注であるとし、

説文の本文の各部首の下に「凡某之屬皆从某」とあるのは轉注を標示しているとする。例えば木扁の字はみな意味上木に關連するので木部に屬する。老と考の關係も同じで、老が部首で、考はその中字である。この説は主として定義の「建類一首」の解釈に基づき、また考老の例を参考したものである。またこの説は江聲の獨創というよりは南唐の徐鍇の説(9)に基づくもので、後世の説に強く影響し、今人の顧實のごときは全くこれを信奉し、轉注を以て字書の編纂法であると言っている(10)。しかし部首とそれに屬する字の關係ということになると、會意なり形聲といった分類とはかなり違ったレベルの話になり、個々の文字のことではなくなる。すでに清の王鳴盛は、五百四十部すべてが轉注ということになり、特に轉注という類を建てるには及ばなくなると言って批判している(11)。なお、六書の種類と、説文解字という字書の編成とは直接關係はない。

(二) も一つのかなり有力な説は戴震の説である。戴震はその師江永に宛てた書簡〔答江慎修先生論小學書〕の中で次のように述べている(12)。

震謂、考老二字屬諧聲會意者、字之體、引之言轉注者、字之用、轉注之云、古人以其語言、立為名類、通以今人語言、猶曰互訓云爾、轉相為注、互相為訓、古今語也、説文於考字訓之曰老也、於老字訓之曰考也、是以叙中論轉注舉之、爾雅釋詁有多至四十字共一義、其六書轉注之法、與別俗異言古雅殊語轉注而可知、故曰、建類一首、同意相受、

「段注」の名を以て知られる「説文解字注」の著者段玉裁は戴震の高弟で、戴氏の説を強く支持している。段玉裁は師の説を敷衍して説明する(13)。まず轉注に注して、

轉注猶言互訓也、注者灌也、數字展轉、互相為訓、如諸水相為灌注、交輸互受也、轉注者、所以用指事象形聲會意四種文字者也、數字同義、則用此字可、用彼字亦可、漢以後釋經謂之注、出於此、引其義、使有所歸、如水之有所注也、

更に、定義を注解して、

建類一首、謂分立其義之類、而一其首、如爾雅釋詁第一條說始是也、同意相受、謂無慮諸字、意旨略同、義可互受、相灌注而歸於一首、如初哉首基肇祖元胎椒落權輿、其於義或近或遠、皆可相訓釋而同謂之始是也、獨言考老者、其焮明親切者也、老部曰、老者考也、考者老也、以考注老、以老注考、是之謂轉注、蓋老之形、从人毛匕、屬會意、考之形、从老丂聲、屬形聲、而其義訓、則為轉注、全書内、用此例不可枚數、但類見於同部者、易知、分見於異部者、易忽、と述べている。

この戴震の説は、轉注を以て互いに同種の意味を持つ字と字の関係とする。すなわち、定義の「同意相受」に主眼を置き、轉注とは互訓の義で、説文解字の説解で老には考也と釈し、考には老也と釈することを挙げている。そして「建類一首」も意味に重点を置き、爾雅の釋詁に見られるような、同義語としてまとめられるような関係と考えている。

この説は六書の種類と訓詁の仕方は本来関係がないというのです(14)で批判を受けている。この説を批判する人々は戴氏や段氏が轉注の注を注釈の注に解するのは時代錯誤だと攻撃しているが、少くとも段玉裁は必ずしもそう言

っているのではないことは、上に引用した文章で明らかである。しかしこの説が首肯できないのは、六書はやはり一々の文字の構造または使用に関する分類であり、それも字体から見た分類であるのに、この説は意味の方から見ようとしている点で、何かしら他の五書とは違った考え方である。もともと意味も字の使用の一つではあるし、また國子の教育に意味の異同を取り上げたことは当然考えられ、爾雅の成立もそういう背景から考えられようが、しかし六書の一つとしての轉注は、やはり字体から見た文字の使用法が問題になるのではないかと思われる。それに段玉裁の表現には、説文解字という書物をどうしても前提として考えているので、のち訓詁の仕方と混同していると批判されても致し方のない所がある。

(三) 清の曹仁虎という人は「轉注古義考」という論文を書き、従来の説を紹介・批判しながら自分の説を述べている。⁽¹⁶⁾ この人の説によると、轉注の意味を明らかにしようとするには、説文の「建類一首、同意相受」から考えなければならぬとする。「建類一首」と言うからにはその部が同じでなければならず、部を異にするものは轉注ではない。これは上述の江聲の説を承継している。また「同意相受」と言うからにはその意味が合わなければならず、意味の異なるものは轉注ではない。これは戴震の説を引いている。つまり両説の折衷である。さらに「考老」の例から音の相近いものでなければ轉注ではない。続けて、

故轉注近乎會意、而與會意不同、轉注者、以此合彼、而不離其原義、如以老合考為考、而考字仍與老字同義、
(下略)

ここに會意とあるのは形聲の誤りのようである。この説は定義と例にかなり忠実に見えるが、結果は同部の形聲

字で同義のものを言うことになり、これでは適用が非常に限られ、六書の一つとしてはあまりに狭すぎる。第一、すでに形聲があるのに、その形聲の特殊な場合に限定するというのは分類としてはおかしい。

(四) 今人の馬叙倫の説はこの曹氏の説に近いが、若干違つた所がある。⁽¹⁷⁾馬氏によると、轉注を考へるには一、建類、二、一首、三、同意相受、の三つの条件を充たす必要があるとする。その第一条件の「建類」は江聲説に則り、部首を基礎とする。第三条件の「同意相受」は戴震説の延長である。ただ、第二条件の「一首」が従來の考へと一寸違ふ。馬氏は、首を聲音之首とし、一首とは音韻上の一致を言うとしている。例に挙げられている考老はともに古韻で韻部を同じくする(幽部)。この考へは章炳麟から承け継いだもので、章炳麟は「建類」の類も声類と見、「首」を「今所謂語基」(語根のことか?)⁽¹⁸⁾だとしている。しかし「一首」を音韻的に考へるのは無理である。馬氏の説も結果において形聲になつてしまふ。馬氏自身、「轉注字無非形聲者」と言い、さらに、

雖用形聲之法式、而必建類一首、同意相受、具此嚴格之條件、蓋此即轉注字之構造法也、

と言つている。⁽²⁰⁾

(四) 多くの人は假借と對比して轉注を考えようとしている。これは正しい態度であると思う。恐らく考老の例から考へるのであるが、すでに南唐の徐鍇は「假借則一字數用、轉注則一義數文」と言つているが、⁽²¹⁾この文句は多くの人によって好んで用いられている。清の王筠も轉注を論じて、⁽²²⁾

要而論之、轉注者、一義而數字、假借者、一字而數義、

とし、轉注で一義數字の生ずる所以を説いて、

何為其數字也、語有輕重、地分南北、必不能比而同之、

と述べている。この方言に源を求める考えは他にもある。胡韞玉は曰く、⁽²³⁾

蓋上古之時、有語言而無文字、而四方之語言、各自不同、經由語言變為文字、則各取其地之方言、而制以為字、所以同一事物、而文字不同、有轉注以會通、則義同形不同之文字、悉歸于同、此轉注之功用也、

春秋戰國時代のような、政治的・文化的中心が分裂していた時代では、文字の中心も分裂していたであろうし、それぞれの中心が文字を作る時、それぞれの方言によって作ったであろうことは想像に難くない。その結果、同義語の文字が作り出されることになった。胡氏の説は、それら同義語の文字を会通させることが轉注であるとしているのであって、結局は戴段説と同じことになる。

(丙) 以上述べたいろいろの考えを参考にしながら特別の意見を提案した人がいる。それは饒炯である。この人の「六書存真」の「六書轉注例第五」に、⁽²⁴⁾

炯案、轉注本用字後之造字、一因篆體形晦、義不甚顯、而本篆加形加聲以明之、是即王氏釋例之所謂累增字也、一因義有推廣、又無分辨、而本篆加形加聲以別之、一因方言轉變、音無由判、而本篆加聲以別之、是即王氏釋例之所謂分別文也、

ここに「王氏釋例」というのは王筠の「說文釋例」のことで、「加形」とは義符すなわち偏を加えることであり、「加聲」とは声符すなわち旁（くわ）を加えることである。そして加形あるいは加聲の原因を三つ挙げているが、後文にその具体的な例を示している。まず第一の場合、「有因意晦、而加形以明之者」として、例えば、「部首、已象火炷、

而主又、加王」と言っている。(炷はさらに火偏を加えた形である)。また「有因意晦、而加聲以明之者」として、例えば、「罔象形、而或體罔、又从罔加亡聲」のごとき例を挙げる。第二の場合、すなわち意味の変化(義之推廣)に因る場合、「有別義、而加形以明之者」として、「禘為祭上帝、从帝引借、名其祭曰帝、……加示為專字」のような例を述べ、また「有別義、而加聲以明之者」として、その例の一つとして「古借示為祇見周禮、而祇乃从示加氏聲以別之者也」と言っている。第三の「因方言轉變」の場合、「有別聲、而加聲以明之者」として、「氓為民之變音、而即从民加亡聲以寄之」などの例を挙げている。かように、饒氏は転注を以て或る既製の文字が意味や音の区別が曖昧になって来た時、それに他の文字を加えること(加形・加聲)によって明らかにすることであると云う。

饒氏はさらに、

蓋古人造字、形事意聲(象形・指事・會意)、已盡其妙、或有所兼、皆即後起之轉注(傍注は、筆者の略)、許叙故學考老為例、而

曰建類一首、同意相受、

と言っているが、注目すべき発言である。しかし、この轉注の定義について、

建類一首者、謂推廣之聲義、而舉本字為首、因一字而可加為數字之用、同意相受者、謂取同聲同義之字、而相
加為別、數字仍是一字之意、

と言っている所を見ると、あくまで加形・加聲を轉注の本質と考えている。加形による区別となると場合によって
會意との区別がつかなくなる。そこで、

然加形之字多涵會意、而與會意不同者、轉注所从同聲之字、必包本義、如老从毛、謂凡人物年久、毛皆不同、

因物名事、而稱年久曰毛、證詳部首老篆下與幼為對文、因其字與毛髮之毛無別、且又因事名物、為年七十之稱、而加人加七以別之、後遂毛幼之毛亦作老、是老即毛之引借轉注也、

と言っているが、この箇所は少々分り難い。「稱年久曰毛」と言つて、その註記に「證詳部首老篆下」とあるが、説文の老字の説解には「考也、七十曰老、从人毛七、言須髮變白也」とあるだけである。思うに、「从人毛七」の毛を年久と解したのであろう。また「後遂毛幼之毛亦作老」とあるのは、あたかも毛の字を以て老の語を示したと考えているようである。また曰く、

加聲之字多涵形聲、而與形聲不同者、轉注所从之字、聲義皆合、諧聲則有聲無義、如考从老省、義即同老、蓋方言有變老聲而呼𠂔者、而即加𠂔以別之、是考即老之轉注也、

加聲の字が形聲と紛らわしいことは事実である。それを、轉注の場合は声義共に合うが、形聲（諧聲は形聲の別稱）の場合は意味は関係が無いとして、形聲と区別するのは上に述べた他の説と同じく無理である。ただ、老の語を𠂔と発音した方言があったというのは面白い。

なお、説文の六書の各々の例は、指事では上下、象形では日月、形聲では江河、會意では武信、轉注では考老、假借では令長、と二字づつ挙げており、その二字は意味上相関連している。しかし轉注を除く他の五書の場合には要するに二つのサンプルに過ぎず、轉注の考老の場合だけ考と老の關係を示すように一寸思える。多くの人はそう考えているようであるが、饒氏の説の特徴的な所は、老も考も轉注の二つの例と考えている点である。

饒氏の説を長々と紹介したのは、後に述べる私見に最も接近しているからである。この、いわば分化・派生説は、

饒氏とは無関係にかなり共鳴者が多い。文字学者として有名な孫詒讓⁽²⁶⁾もその一人であるが、近く日本では白川静氏⁽²⁷⁾も藤堂明保氏もそうである。ただしこれらの人は声義共に相近い形聲文字に見られる意味派生を轉注と解しており、饒氏のいわゆる加形説の一種である。一方、文字学者の唐蘭も結局は派生説を奉じているが、唐氏の場合は饒氏のいわゆる加聲による形聲文字の派生を轉注としている⁽²⁸⁾。しかし派生の結果は會意であり、また大部分は形聲であつて、會意なり形聲なりを他の五書とは別の角度から轉注として六書の一つに数えるのは納得が行かない。

(七) 最後に、「説文通訓定聲」の著者朱駿聲の説を挙げよう⁽²⁹⁾。朱駿聲は説文の轉注の定義を不可解とし、轉注および假借の定義と例を次のように改めている。

轉注者、體不改造、引意相受、令長是也、假借者、本無其意、依聲託字、朋來是也、

さすがに定義の文句に古韻に従つて韻を踏んでいるが、説文の定義の文句を適当に取捨選択して自説に都合よく改造している。そして轉注を「就本字本訓、而因以展轉引申為他訓者、曰轉注」と言い、本義からの引申義(轉義)を轉注とし、彼のユニークな字書「説文通訓定聲」においてそれを実施している。しかしテキストの改竄は好ましくないので、あまり評判はよくないが、朱氏が

假借、數字供一字之用、而必有本字、轉注、一字具數字之用、而不煩造字、

と言っているのは別の意味で面白い。

朱氏が説文の假借の例、令長を假借から轉注に移し、假借に新たに朋來の例に持つて來たのには理由がある。説文で令長が假借の例になっているのは、号令の令、長久の長、が県令とか県長の意に使っている場合を指すとされ

ているが、これらはそれぞれ一語の意味の変化、すなわち引申義と見なし得る。朱氏の轉注説はここから発したものでらしい。しかし号令の令と嵬令の令とは語源的に關係のある別の語とも考えられ、それらが同じ令の字で示されるのは、説文の立場で假借の定義「本無其字、依聲託意」によるものと考えたのであろう。なお、説文に令長を假借の例としたのは、単に假借の二例を挙げたのではない。令も長も長官の意味に借用されることを示す為に使ったのである。轉注の考老が単なる二例ではなく、両者の關係を示す為と同じである。轉注も假借も字の体の分類でなく、字の用の分類であつてみれば、自ら他の四書とは別の工夫が必要とされたと思われる。

説文の定義および例のテキストを否定する人に我が狩谷掖齋がある。⁽³⁰⁾掖齋は魏書江式伝の江式の上表によつて、現行説文の定義および例の十五字を後人の躰入と見てこれを刪り、轉注は朱駿聲と同じく轉義説を取っている。面白いことに、掖齋は朱駿聲よりやや前の人であるから、もちろん朱駿聲の説を見ていないが、説文の假借の例の令長を朱氏と同じく轉注の例としている。たしかに江式の上表文は説文の序を踏まえているが、別に「説文曰」と書いてあるわけではないし、その前後の文も説文の序と全く同じではない。従つて定義や例は省いたとも考えられるので、この江式の上表文で説文のテキストの躰入と考えるのはいささかおかしい。なお、周禮の賈公彦の正義には明らかに定義も例もあるから、⁽³¹⁾すでに唐代の説文にあつたことは確かである。仮に掖齋の説に従つて、定義と例の十五字を躰入としても、——説文の伝本のテキストでは定義と例は注釈が本文に繰り入れられたと思われる節がないでもないが——それにしても、それではこれらの定義と例はどこから出て来たかを究めなくてはなるまい。定義の文句が四言二句、各句押韻で、しかもその韻も古韻によつていられると思われ、⁽³²⁾これら定義と例は古くから口


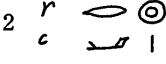
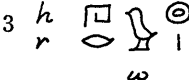



















頭で伝えられて来たものにちがいない。いずれにせよ、テキストはなるべく手を触れないで解釈を試みるのが文献学の正道である。

上述の外にも轉体説、省画説など様々な説があるが、いずれも十分納得できるようなものはない。六書の他の五書は極めて単純明快なものであるから、轉注も同様にごく当り前なものではなければならない。持って回った説明をしなければ分らないようなものではない筈である。ただ上述の諸説から考えられることは、假借が音声的連想に依るものであるに対し、轉注は意味的連想に関わるものらしいということである。

轉注についての私見

上述のように、轉注という名称、その定義の文句、およびその例によっては中々その本質が把めない。そこで漢字を離れて漢字以外の古代文字で文字の使い方に関か別のものがありはしないかと思ひ、古代エジプトの聖刻文字ヒエログリフと古代オリエントの楔形文字に眼を向けてみた。すると、漢字にはあまり見かけない文字の使い方がごくありふれた方法として見出される。

それは、まずエジプト文字に見かけられる。(以下、印刷の都合で別表の文字を数字で示す)。例えば、⁽³³⁾1は太陽の象形字であるが、この文字はまずエジプト語¹を表わした。この¹は中国語の日や日本語のヒと同じく、sun、と同時に、day、をも意味した。ところが、この1の字は¹だけでなく、hrw、day、という語をも示した。¹とhrwは語としては互いに関係のない二つの語である。もっともこの両者の区別の必要から、その双方に形聲文字

- 1  2  3 
- 4  5  6 
- 7  (呂鼎) 8  9  (善夫克鼎)
- 10  (受季良父壺)
- 11  (呂鼎)
- 12  (毛公旅鼎) 13  (師殘簋) 14  (大豐簋)
- 15  (康侯簋) 16  (兮仲鐘) 17  (甯鼎)
- 18  (杜伯盥) 19  (鄉卣) 20  (禹鼎)
- 21  (又尊)  (呂鼎)

も出来ている。2と3がそれである。これらの形聲文字は漢字の形聲文字と違って単子音文字の結合をもって声符とする。すなわち、2ではrと、の結合、3ではhとrとwの結合。言ってみれば「ルビ」のようなものである。

一方、楔形文字にも同じ現象が見られる。⁽³⁾4の字は、その原始形6から発し、この6は太陽が地平線に上る象形文字である。これが楔形に变じ5と4の形になり、4の形は普通標準形として使われている新アッシリアの字体である。さて4は元来、スメル語の *utu, sun* を表わす文字であるが、これが意味上関連ある他の幾つかのスメル語の単語も表わした。まず、*ud* または *u*、*day, time, when* を示すのは、この語が *utu* と関係ある語であるから、転義とも考えられるが、その他、「輝ク」意味から *zalg* 'brilliant, white, clean' だの、*bar* または *babbar* 'white' のような、語としては *utu* 乃至 *ud, u* と関係のない語をも同時に示している。このように、同じ文字で意味上関連のある、いろいろな語を表わすことは楔形文字の方が多様である。なお序に言うと、この4の字は *u* (*ug*)、*lion* をも示すが、これは上に記した *u* (*ud*) の假借である。さらに進んでこの文字は意味の全くない音節 *ud, ut, um, u* などを示す表音文字に化している。以上はスメル語を表わす場合に限ったが、この文字はアッカド語の表記にも用いられ、さらにはヒッタイトやその他の言語にも用いられた。その結果、4の文字は表語・表音あわせて多数の訓み方を持つに至った。

こういう現象が如何にして生じたか、は比較的理解しやすい。古代の表語文字では始めからあらゆる語を示す文字が具わっていたわけではない。六書的に言えば、象形とか指事とか、あるいは會意といった方法では、語の表示は自ら限られてしまう。そうすると、今まで文字を持たなかった語を文字に写すには、どうしても既製の文字を利

用して表わす外はなかった。その際、一つの方法は、既製の文字を、その表わす語の音と同じであるか、また近似している他の語に転用する方法、すなわち假借である。しかし一つの方法として、既製の文字を音の関係でなく、意味上関連のある他の語に転用する方法がある。これがエジプト文字の1や楔形文字の4に見られる方法である。どちらも同じ文字を他の語に転用するものであるから、結果は同字異語 (homograph) になるが、この、音の類似関係ではなく、意味上関連のある語に転用した場合が轉注ではないかと考えた。

そこで、今度は振りかえって漢字にこのような例がないかどうかを検討してみた。すると、古い所では実際にあるのである。例えば、7の字は禾の原形で、稲か何かの禾本科植物の象形であるが、甲骨文では年の意味に使っている。⁽³⁵⁾ 年は説文の篆体では8の形で、「从禾千聲」と説かれているけれども、これは誤りで、金文には9の形で現れ、⁽³⁶⁾ これは「从禾从人」で [neŋ] 「収獲」を示す會意の文字である。しかし、古くは7の字だけでも語 [neŋ] を表わしたのである。このような同字異語として金文によく見受けられるのは立の字である。この字はもと [teŋ] 「立ツ」を表わす字であるが、金文では [teŋ] 「位」を示すことが多い。のち同字異語の曖昧を避けて後者に人偏を加形して位の字を作った。この種の同字異語はなおいろいろと見出されるであろう。経書の中では、周禮春官の「太宗伯掌天神人鬼地示之禮」の示がそれである。この箇所の釋文には「示或作祇」とあって、示に氏聲を加聲した祇の字で書かれた異本もあったことが知られるが、この示(祇)は普通我々の知っている示「シメス」(dʒiːʃ)とは違い、地示^キとは地神のことである。これも同字異語の例である。しかしその曖昧を避けるため、のち地示の方は氏聲を加えた形聲字祇を作って区別した。

後世ではこのような同字異語の例は殆ど見当たらないが、二つばかりある。一つは車の字である。この字には九魚切 (kio) と昌遮切 (sya) の二音があるが、意味の上では大した違いがない。日本では専ら後者のシャのみを使うが、朝鮮では今でも両方用いている。普通、電車・汽車など後者の cha を用いるけれども、自転車は ca-jaŋ-go、停車場は cōng-gō-jaŋg と前者の kio を使う。この二つの音はどちらも由緒のある字音で、元を正せば、饒炯の言う「因方言轉變」の例になるのかもしれない。この場合は、同じ意味になるが、しかし二つの語であることは間違いないから、やはり同字異語の例である。

も一つの例は樂の字である。これは「音樂」の場合はガク (五角切 ngak) であるが、「タノシム」の場合はラク (盧各切 lak) である。即ち同一の文字で二つの語を表わしているのである。⁽³⁷⁾この二つの語の間には意味上の関連はあるが、この二つの音を關係づけて、ngak は *ngiok から、lak は *giak から発したとするカルルグレン氏の考えは取らない。⁽³⁸⁾この二つの音は頭子音も違ひし、母音も違ひ二つの別々の語を示すものである。従つてこれも同字異語である。

かくて漢字においてもエジプトやスマルの文字と同じ原理の使用法があったことが分る。そしてこの用法こそ假借と並ぶにふさわしいもので、これが轉注の正体ではないかと思つたのである。

しかしこの方法が轉注であるとする、これで轉注という名称、および説文の定義と例が説明できるかどうかは問題になる。まず「轉注」であるが、諸家の言うように、「轉注」とは「輒轉灌注スル」義であるとするれば、結局、假借の假も借も同義であるのと平行的に、轉も注も同じことで、ある元から派生する義であらう。すなわち、ある

字甲があつて、それがAなる語を表わしていたが、その同じ甲の字がAと意味上関連のある他の語Bをも表わすのは、甲の字がAから輾轉してBに灌注するわけである。

定義の方はどうかというと、「建類一首」の「建類」は江聲説のように部首を建てることではなく、むしろ段玉裁の「分立其義之類」の注釈に擬えて「分立其詞之類」と解釈することができるであらう。要するに同じ字でAとBの二つの語を示すのであるから、これを語として区別する必要があるわけであり、それが「建類」である。「一首」とは饒炯が「舉本字為首」と言っているように、「本ヲ一ニスル」ということであるから、本になる字形が同じであることを言っているのである。すなわち、「建類一首」は語としてはAとBを区別するが、字形は同じというので、同字異語のことを述べていると思う。「同意相受」は諸家も言うごとく、意味上関係のあることを示しているであらう。この場合、「同意」を synonym に限定することはない。つまりこの定義は、意味上関連のある同字異語のことを指しているのであって、音声上類似しても意味上関連のない同字異語の假借と対立する轉注の定義としては理解できる。因みに、轉注では「同意相受」と意を言い、假借では「依聲託意」と聲を強調しているのにも注目したい。

さて考老の例は、しからばどう解するのか。このままの字形では同字とは言えない。ところが、金文では、老の字で考と訓む例がいくつかの器に見える。いま容庚の「金文編」の考の字の所を見ると、もちろん考を声符とする形聲字も沢山あるが、考を加えない老の字で考を示している例がかなりある（別表12—20、なお参考のため老と形聲字の考を10と11として挙げておく）。よって思うに、考は元來は老の字で書かれていた。ところが、この同字異

語の曖昧を解消して両者の区別を明らかにするため、饒炯のいわゆる加聲によって、すなわち巧の声符を加えて、老と区別するようになった。しかしこの加聲は後のことで、古くは同じ老の字で老とも考とも訓んでいたため、そのような文字の使用法を六書の一つに轉注として定めたのである。六書の定義と例はおそらく周代に漢字を教えた時にすでに用いられていたものを許慎が採用したものとと思われる。それは説文に採録されるまでは、口頭で伝えられていたにちがいない。何故なら、すでに指摘したように、六書の定義の文句は四言二句で、各句押韻の形を取っているからである。これはよくあることであるが、暗記に便ならしめるために、韻文にしたのである。とすると、例の方は、考老の読み方(すなわち音)は口頭では明瞭に区別されるから問題はない。ただ説文解字で「考老是也」となっているのは、本来は「老老是也」と書いていたのであろうが、口頭を離れて「老老是也」と書いたのは何の事か分らないから、漢代になってすでに形聲字になっていた考の字を書いて明らかにしたものであろう。かくて、古代文字の使用法から言っても、また轉注という名称も、その定義も、さらには考老の例も、一往領ける説明を得ることになると私かに思っている。

では何故に轉注の字が漢字では少くなつて、ために多くの頭腦を悩ましたかというところ、老と考の場合にも見られるように、また禾と年、立と位、示と祇の場合のように、轉注による同字異語の曖昧を解消するため、加形または加聲によって會意または形聲の字に改めたので、轉注の例が漸次少くなつて行き、車と樂のような僅かな例に残存することになったのである。六書の分類は、その同字異語の解消がまだ十分になされていない段階で行なわれたもので、その後、解消が進展し、形聲文字化が進むにつれ、一字一語の表語文字の理想に漸次近づいて行つた。饒炯

の説は筆者の考えに接近しながら、同字異語の状態よりも、その解消の過程を轉注と考えたのは甚だ惜しい。同字異語の解消は假借の場合にももちろん行われた。求の字は本来、皮衣の象形であるが(別表21)、それが「皮衣」を意味する語 {Sjei¹} と同音の、「求メル」意の語に假借されて、遂にはその專字になってしまったため、「皮衣」の方は新たに衣偏を加えて裘の字を作った。この種の例はいくらでも挙げる事ができる。漢字は形聲文字の原理を確立することによって表語文字のほぼ完全な体系を造り出した。その体系化の過程に轉注と假借という現象が起つたのである。この現象は古代文字の体系化の過程では極めて自然なものである。しかし同字異語の状態は文字の表語機能を不明にするものであるから、早晚、解消されなければならず、漢字では形聲文字化によってそれを計り、かくてほぼ完全な表語文字を確立したのである。(一九七七・十・二五) (大東文化大学教授 東洋文庫研究員)

註

(1) 文字の研究は由来古い。殊に中国では説文以来の長い伝統がある。しかし従来の文字の研究、すなわち文字学は文字の外形またはその發展に主眼が置かれていて、文字と言語の關係については十分考察がなされなかつた。筆者はかねがね言語学の中で文字に対する考察が不当に低く扱われているのを歎き、当然文字の言語的機能を専門に取り扱う分野のあるべきを主張して来た。その分野が文字論である。なお、拙稿「文字の本質」(岩波講座「日本語」8文

字) 参照。

(2) この名称ならびに順序は説文解字の叙に見える名称ならびに順序である。周禮地官保氏の鄭注には象形・會意・轉注・處事・假借・諧聲となっており、漢書藝文志には象形・象事・象意・象聲・轉注・假借となつていて、名称と順序に若干の相違があるが、轉注という名称は變つていない。

(3) 戴震は「答江慎修先生論小學書」の中で次のように言つている(丁福保編「説文解字詁林」第十五)。
(冊) 補遺「一八八ウー」一八九オ。

- 大造字之始無所馮依、宇宙間事與形兩大端而已、指其事之實曰指事、一二上下是也、象其形之大體曰象形、日月水火是也、文字既立、則聲寄于字、而字有可調之聲、意寄于字、而字有可通之意、是又文字之兩大端也、因而博衍之、取乎聲諧曰諧聲、聲不諧而會合其意曰會意、四者書之體止此矣、由是之于用數字共一用者、如初哉首基之皆為始、叩吾台予之皆為我、其義轉相為注、曰轉注、一字具數用者、依于義以引伸、依于聲而旁寄、假此以施于彼、曰假借、所以用文字者、斯其兩大端也、
- (4) 段玉裁「說文解字注」卷十五上(形聲)。
- (5) 徐鍇「說文解字繫傳」、上字注(四部叢刊本に拠る)。
- (6) もっとも「指事」と明記してあるのは上下の二字だけである(王筠「說文釋例」、卷一、六書總說)。
- (7) 台湾商務印書館刊、一九七六年二月増訂版に拠る。
- (8) 「說文解字詁林」第一冊、「六書總論」、一一〇ウ。(以下、略して「六書總論」とのみ書く)。
- (9) 「說文解字繫傳」卷一、上字注(四部叢刊本に拠る)。
- (10) 顧實「中國文字學」八二才。
- (11) 王鳴盛「六書大意」(六書總論)、一一二ウ。
- (12) 「六書總論」補遺、轉注、一八八ウ。
- (13) 「說文解字注」卷十五上(轉注)。
- (14) 例えば、許宗彥の轉注說(鑑止水齋文集)、「六書總

轉 注 考 河野

- 論」一九六ウ—一九七才) 参照。
- (15) 周禮地官保氏に、
保氏掌諫王惡、而養國子以道、乃教之六藝、一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭、五曰六書、六曰九數、(下略)。
- (16) 「六書總論」一八九ウ—一九六ウ。
- (17) 馬叙倫「說文解字研究法」および「說文解字六書疏證」。ここでは「說文解字研究法」に拠った。
- (18) 章炳麟「國故論衡」。
- (19) 「說文解字研究法」一〇〇ウ。
- (20) 同上。
- (21) 「說文解字繫傳」卷一、上字注。
- (22) 「說文釋例」卷四、轉注。
- (23) 「六書淺說」、轉注釋例、(一) 轉注總論(六書總論)、一五五才。
- (24) 「六書總論」一三五ウ—一三七ウ。
- (25) 孫詒讓「名原」。孫氏も「自來凡形聲駢合文、無不兼轉注」と言っている。
- (26) 「建類一首」とは、同じ形をもつ系列であること、「同意相受く」とは、その建類の字によって意味が規定されることである。たとえば、至は織物におけるたて糸の形である。それよりして垂直にして勁健のものをいう。莖・

頤・勁・輕・經・徑・涇などは、みな至によってその声義をえている。これが「建類一首、同意相受」けるものであろう。「漢字の世界」一、東洋文庫二八一、平凡社刊、二一—二二頁。

(27) 「轉注」については、従来の解説が紛糾しているが、唐蘭が形聲文字に見られる意味派生のことだ、と説くのが当を得ている。今までの例でいうと、

象 (左右平均して垂れている) ↓縁・椽・篆
皆 (みんなよくそろっている) ↓諧・嗜・楷
我 (かどめが立っている) ↓猷・俄・義

のように、同系の語が次つぎと派生していく現象をさしたものである。「岩波講座「日本語」8 文字、七一—七二頁。

(28) 「中国文字學」(香港、一九六三年刊)、唐氏は形聲文字の義符(形符)を主体とし、聲符を加えることによって、同義語の識別を計ったものを轉注と考えている(九九—一〇〇頁)。

(29) 「六書總論」一九七〇—一九八〇。

(30) 「轉注說」(日本古典全集、狩谷公楨齋全集第三)。

(31) 「云六書象形之等、皆依許氏說文、(中略)云轉注者、考老之類是也、建類一首、文意相受、左右相注、故名轉注、(下略)」。

(32) 指事では「視而可識、察而見意」(段注云、見意各本

作可見、今依顏氏藝文志注正、意舊音如億、識意在古音第一部、以下每書二句、皆韻語也)、象形では「畫成其物、

随体詰訓」。形聲では「以事為名、取聲相成」。會意では「比類合誼、以見指擣」。轉注では「建類一首、同意相受」。假借では「本無其字、依聲託事」となっていて、特に指事の識と意は古韻でないとい押韻にならない。

(33) Raymond O. Faulkner, *A Concise Dictionary of Middle Egyptian* (Oxford, 1962) の r, k, y, h, w の項参照。

(34) René Labat, *Manuel déigraphie akkadienne* (Paris, 1963) 参照。

(35) 商承祚「殷墟文字類篇」年の項。「祚案(中略)徑作禾、以文理觀之、則皆是年字」。

(36) 容庚「金文編」年の項。なお、「一」は語を示す。語の音形は中古音の形で示した。上古音の形は人によってかなり違うので避けた。

(37) この樂の字は実はも一つの音がある。それは魚教切(集韻)で中古音形は *ngau* (K. \wedge *nglög) で、論語の「仁者樂山」の樂のように「……ヲ樂シム」の意である。音形から言うと、音樂の樂と近いから、「樂し」の樂は古くはまた *ngak* と言ったのかもしれない。しかしそれにし

ても、樂ラクの方はやはり同義異語であり、のちラクの方が「楽ラクし」の意に専用されるようになったのであろう。

(38) Bernhard Karlgren, *Grammata Serica Recensa*, p. 289 (1125 a-c).

(39) 拙稿「諧聲文字論」(東京教育大学漢文学会会報第十四号)参照。

補記

本稿脱稿後、「発掘と解説」(江上波夫氏編、毎日新聞社、一九七七年刊)の執筆者の一人である五味亨君から、すでに中原与茂九郎氏がかなり前に筆者と同じ考えを述べられていることを知った(“The Sumerian Tablets in the Imperial University of Kyoto,” *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*, No. 3, 1928)。やがてドメメル学の大家だけに、その鋭い洞察に感銘を受けた。ここに筆者の不勉強を恥じ、附記する次第である。